

## 湖西市男女共同参画推進条例

平成26年12月22日

条例第38号

## 目次

## 前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本施策（第11条—~~第19条~~第17条）第3章 推進体制（~~第20条~~第18条—~~第28条~~第19条）~~第4章 湖西市男女共同参画審議会（第29条—第34条）—~~第4章~~第5章~~ 雑則（~~第35条~~第20条）

## 附則

全ての人が、お互いの人権と個性の多様性を大切にし、自らの意思により、能力を十分に発揮できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきました。

湖西市においても、「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を策定し、様々な施策を実施してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女平等の実現にはなお一層の努力が求められています。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、外国人居住者の増加等社会経済情勢の変化に対応し、誰もが対等な立場で活躍できるまちであるためには、自然と産業にめぐまれ、市民活動が盛んな本市の特性をいかしつつ男女共同参画の推進に、より一層取り組むことが重要であり、全ての人に、均等に責任を負って社会に参画する機会を付与することが必要です。

ここに、私たちは、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進し、市民が誇れる未来のあるまちづくりに資するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項

を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民団体 自治会、町内会、PTA、特定非営利活動法人その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協力して行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及び次に掲げる事項が留意されること。

ア 男女共同参画の推進に当たっては、性同一性障害を持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮しなければならない。

イ 男女共同参画の推進に当たっては、女性が直面している課題や女性の参画促進だけに注目するのではなく、男性が直面している課題への取組、男性の参画が少

ない分野への男性の参画促進にも努めなければならない。

- (2) 男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として市の施策並びに事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され、その実現のために積極的格差改善措置が講ぜられること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、学校、職場、地域その他の社会生活における活動に平等に参画できるよう、仕事と生活の調和（[第15条第12条](#)において「ワーク・ライフ・バランス」という。）に配慮されること。
- (6) 男女が~~互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること、~~互いの性を理解し合い、妊娠、出産等に関しては、女性の意思を尊重した上で両性の合意により決定し、男女の生涯にわたる心身の健康に配慮すること。
- (7) 男女共同参画の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、全ての人がある推進について積極的に協力し合うこと。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協力して行うとともに、国及び県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、~~市民、事業者、市民団体及び教育関係者~~市民等が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めるものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置及び必要な体制の整備をするよう努めるものとする。

5 市は、自らも事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について関心を持ち、理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において自主的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、就労者が職業生活と家庭生活その他の社会における活動とを両立できるよう就業時間等の規則及び職場環境を整備するとともに、その事業の業務における方針の立案及び決定の過程に男女が平等に参画できる機会を確保する等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、就労者に対し、男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、その運営又は活動の意思決定に男女が平等に参画し、共に責任を担う環境を整備するとともに、男女が互いに能力を発揮できるよう努めるものとする。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、男女共同参画の理念をよく理解し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、~~性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない~~次に掲げる性別を理由とする権利侵害行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(4) 前3号に掲げるもののほか、個人の尊厳を踏みにじる行為

- 2 ~~何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別を理由として個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。~~

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、~~性別による差別、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長す~~

る表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現次に掲げる事項を連想させ、又は助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による差別又は固定的な役割分担
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進を妨げると認められるもの

## 第2章 基本的施策基本施策

### (基本計画)

第11条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条の湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

### (市の施策)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供及び広報活動を行うとともに、市民等の活動を支援するために必要な措置を講ずること。
- (2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民等と協力し、必要な措置を講ずること。
- (3) 男女が、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 市民が、性差に関する理解を深め、男女が共に生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、必要な支援を行うこと。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性に起因する暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進すること。
- (6) 防災及び災害復興に係る施策等において、男女双方の視点を取り入れた体制の構築に努めること。
- (7) 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進に努めること。

### (実施状況の報告)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、第18条の湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。

~~—(意識づくりの促進)—~~

~~第11条 市は、男女共同参画の意識づくり及び意識改革を進めるため、啓発活動及び学習機会の提供を行うものとする。~~

~~—(政策・方針決定の場における促進)—~~

~~第12条 市は、市の政策又は方針の策定に関する審議会が審議を行い、又は事業者、市民団体若しくは教育関係者がその方針を決定するに当たっては、男女共同参画を促進するための情報の提供その他必要な措置を行うものとする。~~

~~—(地域活動における促進)—~~

~~第13条 市は、自治会、町内会、PTA等地域活動において男女が共に参画できるよう、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。~~

~~—(雇用における促進)—~~

~~第14条 市は、雇用における男女共同参画社会の形成を促進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。~~

~~—(仕事と生活の調和の促進)—~~

~~第15条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。~~

~~—(男女の生涯にわたる健康の促進)—~~

~~第16条 市は、市民が性差に関する理解を深め、男女が共に生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。~~

~~—(暴力の根絶)—~~

~~第17条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性に起因する暴力への不安や恐れがないことは、男女が個人として十分に能力を発揮するための最低限の条件であることから、男女共同参画の推進においては、暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進するものとする。~~

~~—(防災における促進)—~~

~~第18条 市は、防災（災害復興を含む。）に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。~~

~~—(多文化共生における促進)—~~

~~第19条 市は、男女共同参画の推進に当たって、多文化共生社会を目指すまちづくりに関する事業との連携に努めるものとする。~~

### 第3章 推進体制

~~—(男女共同参画の計画)—~~

~~第20条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」~~



~~という。)を策定し、これに基づく施策を実施しなければならない。~~

~~2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第29条の湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。~~

~~3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。~~

~~4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。~~

~~（施策の策定等に当たっての配慮）~~

~~第21条 市長は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。~~

~~（実施状況の報告）~~

~~第22条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、第29条の湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。~~

~~（事業者、市民団体及び教育関係者からの報告）~~

第14条第23条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、市民団体及び教育関係者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができる。

（調査及び研究）

第15条第24条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び効果的な実施のため調査及び研究を行い、その成果の活用に努めるものとする。

~~（情報提供及び広報活動）~~

~~第25条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者、市民団体及び教育関係者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて相談体制及び支援策を含む情報の提供を行うものとする。~~

~~2 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。~~

~~（推進体制の整備）~~

~~第26条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、男女共同参画社会の実現を目指して活動する市民団体のネットワークと協働し、その活動及び取組を支援するものとする。~~

~~2 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができる。~~

~~（積極的格差改善措置）~~

第16条第27条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女間に生じていると認めるときは、~~市民、事業者、市民団体及び教育関係者~~市民等と協力し積極的格差改善措置が講じられるよう努めるものとする。

- 2 市は、政策決定過程への女性の参画を推進するため、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の任命又は委嘱をするに当たっては、積極的に女性の任命又は委嘱をし、積極的格差改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条第28条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応するよう努めるものとする。

### 第3章 推進体制

#### 第4章 湖西市男女共同参画審議会

~~—(設置)—~~

~~第29条 市に、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。~~

~~—(所掌事項)—~~

~~第30条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 第20条第2項及び第22条の規定に基づき市長に意見を述べること。~~
- ~~(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要な施策その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。~~

(審議会)

第18条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第11条第2項及び第13条の規定に基づき市長に意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要事項その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。

(推進体制の整備)

第19条 市は、市民等の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

2 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進委員を置くことができる。

~~—(組織及び委員)—~~

~~第31条 審議会は、市長が委嘱する委員10人で組織する。~~

- ~~2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。~~
- ~~3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~
- ~~4 委員は、再任されることができる。~~



~~—(会長及び副会長)—~~

~~第32条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。~~

- ~~2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。~~
- ~~3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。~~
- ~~4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。~~

~~—(会議)—~~

~~第33条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。~~

- ~~2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。~~
- ~~3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。~~
- ~~4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。~~

~~—(庶務)—~~

~~第34条 審議会の庶務は、企画部において処理する。~~

第4章第5章 雑則

(委任)

第20条第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 基本計画が定められるまでの間、平成24年2月に定められた「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を基本計画とみなす。